

動 態 経 濟 と 所 得 保 障

本稿には、ISSAによる社会保障研究の会議で、総括的報告者のMr. Clément Michelが提出した報告の要旨が示されている。

本会議において、私が最も深い印象をうけたことは、社会保障の長期給付に関するすべての論議が、ある1つの基本的な視点を前提にしていた、ということである。

1つの見方では、所得は、遂行された労働に対する報酬、および遂行された労働を測る手段であると考えられる。しかし、他方では、所得は、購買力を表示するものとして、つまり、遂行された労働とはなんら関係がなくとも、あらゆる人々のために必要とされる生存手段であるとも考えられる。まず最初の

所得概念は、報告者が所得比例給付を提供する制度に関して述べたあらゆることがらをカバーしていた。他方、報告者が均一額の給付について言及した場合には、その論議は後者の概念に依拠していた。

抽象的な表現をすれば、比例的といわれるタイプの制度は、稼得のヒエラルキーにもとづく所得の不平等を拡大するか、もしくはある程度強化しているようにみえる。これに対して、均一的な制度は、一定の時期および一定の状況のなかで、個人の労働条件に起因する不平等を、ある程度解消しようと意図している。

ところで、均一的な制度は、一定の状況におかれたある特定の人々を対象とする一様な



生活水準を、不平等な所得にもとづいている社会と融合させようとするものであろうか？

もしそうであるとするならば、このタイプの制度のもとでは、ある種の効率性を重視するために、その結果として、ある種の衡平性が犠牲にされることになるであろう。これに対して、比例的な制度は、不平等を是正するよりも、むしろ不平等を記録に残しているために、本来制度に託された社会的意義を失なわせることになってはいないだろうか？もしそうであれば、このタイプの制度は、ある種の衡平性のために、ある種の効率性を犠牲にしているといえよう。

しかし勿論、自然の発展は矛盾を克服するものである。事態が展開する過程のなかで、各々の制度は、より一層発達してゆくというのではなくて、むしろ、それぞれがもつてゐる教義上の純粹性を失い、変更を余儀なくされるであろう。たとえば最低保証かつ所定の金額に固定された給付水準が比例的な制度に導入される場合には、このような変化は、事実上、均一的な制度（少なくとも所得の上下限において）を受け入れることに等しくないだ

ろうか？ 同様に、均一的な給付方式を用いる制度に対して、なんらかの形で、所得比例的な給付を認めるような追加的もしくは補足的な制度を組合せる場合には、比例的な制度を容認することにはならないだろうか？

各国の実情を調査してみると、双方のアプローチの間で、また過去の歴史的な推移と将来の要請との間で、考え方方が依然として定まっていることは明らかである。この弁証法的な変化のなかで、一般的な動向を見分けることは可能である。今日一般的に認められているように、社会保障の長期給付は、ある程度、雇用による所得で生じた格差を反映しなければならないが、同時に、格差縮少の必要性も次第に現われてきている。

このように、社会的保護は、生産面で一般的に容認された諸概念（それは、マルサスおよびカードの賃金鉄則に最も体系的に集成されている）とは、本質的に異なる理念にもとづく所得概念のモデルを、次第に形成している。

社会保障においては、人を単なる生産者と

してではなく、人間として認識しているように思われる。これは、産業革命に伴って現われた、労働および所得の基本的意義、さらに両者の関係にみられる理念的および物質的な状況の面での、広範囲な変化を背景としている。したがって、ある特定の給付が、受給者の労働意欲に与える影響を測定しようとする場合にも、このような背景のもとで考える必要がある。ほんの数十年前、各国における幾人かの専門家達は、ひかえ目にではあるが、失業補償制度の創設から生ずる破局的な結末について、見境いもなくきびしい悲難をあびせていた。しかし、今日、失業に対する広範囲な保証は、需要水準を維持するためのみならず、熟練労働力を保持し、労働市場の流動性を維持するためにも、不可欠であると考えられている。

これは1例にすぎないが、結局、過去1世紀にわたり生産力を引きあげてきた期間は、同時に技術革新のみならず、社会発展の期間でもあった。ところで、生産力は、社会発展にもかかわらず上昇したのか、それとも社会発展のゆえに上昇したのであろうか？ この

問題に対する解答は困難であるが、いずれにせよ、事実は次のようなことであった。すなわち、社会的保護の急速な発展は、生産および生産力の急速な発展の障害物ではなかったということである。

次に私は、本会議でも論議された社会的給付、貯蓄および消費の相互関係について簡単にふれよう。この問題が提示される場合の方法には、その基本的前提に誤りがあるように思われる。依然として、社会保障の発展を貯蓄および投資の維持の必要性と対立関係におく人々がいる。しかしながら、一般的に認められているように、貯蓄は必要欠くべからざるものからというよりも、むしろ余剰から生じる。

ところで、社会保障の真の目的は、ある人々には余剰とされる資源に頼ることによって、ある人々にとって必要欠くべからざるもの、それらの人々に提供することである。この初步的な分析は、次の点を示唆している。つまり、貯蓄—所得弾力性が、社会的給付の面ではそれほど高くはないこと、および貯

蓄を促進するために、社会的給付をカットするという考え方が、現実的にはそれほど効果的であるとは思われない、ということである。

社会保障によって生ずるといわれている経済的弊害は、実際には、ある種の2次的な消費を制限しないこと、換言すれば、各種の生産についての一定の選択を拒否することから生ずるのではないだろうか？ 社会保障は、1次的もしくは他に比べてそうであると思われる、特定のニードに応じようとするものである。であるから、社会保障の発展は、事实上、様々な消費の間での選択、したがってある種の生産を制限する必要性をともなうのである。

近年、社会保障調査の必要性についての認識が高まっているが、そのなかで著しい進歩がとげられたことを、今回の論議が示していた。かなりの量の興味深い仕事がなしひらげられ、現在なお続けられている。ISSAは、この調査活動の発展に対して、可能な限り活発な寄与をすることにより、提唱された要請に

応えるであろう。また、社会保障調査に関する研究グループは、直ちに次の数年のプログラムの概要を作成する予定である。

しかし、調査は規範となるような結論を下すことはできない。科学的調査が行動の標準を設定し、結論を押しつける権限を要求する、という危険があることは明らかである。けれども、人びとがもし現状を熟知していたならば、到達したいと望む状態についてより

よい理想を画くことができるであろう、ということは依然として真実である。

Clément Michel, Summary Report on "Social Insurance Benefits and Earnings Replacement in a Dynamic Economy", *Reports on the ISSA Conference on Social Security Research*: Vienna, 28 September-2 October 1969.

(山崎泰彦 社会保障研究所)

社会保障の20年

—間接賃金と社会給付に関する資料 第一巻—

(ベルギー)



ブリュッセル自由大学の社会学研究所 (l'Institut de Sociologie de l'U. L. B) では、1967年まで数年間にわたり、労働の報酬 (la rémunération du travail) に関する諸問題の

研究が行なわれたが、その過程で、賃金の補足分および付加物に関して数多くの調査が行なわれた。

本書はそれら調査のうち「間接賃金」(le